



「コロナ禍」の中で 財団の果たす役割に想いを深め…

理事長 水田 雅博

平素から財団の運営に何かとご支援、ご協力を頂き感謝申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症が急激な勢いで世界中に蔓延し、数多くの尊い生命が失われました。ここに謹んで哀悼の意を表しますとともに罹患された方々を始め、影響をお受けになられた皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

またこの間、新型コロナウイルスに立ち向かい、最前線で日夜ご奮闘を重ねられました医療関係者を始めとする数多くの皆様方に対しまして、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

新型コロナウイルス感染拡大により、我が国では3月から学校園が「休校要請」による休校、4月には「緊急事態宣言」が発出され、全国的に不要不急の外出・往来自粛や感染防止対策としての「密閉・密集・密接」いわゆる「三密」を回避するための行動自粛、施設の使用制限、休止の要請など、私たちの生活は様々な制限により大きく変化いたしました。

京都のまちでは、観光客や外国人の姿を見かけることが無くなりました。私の勤務する地下街も休業を余儀なくされ、商店街や百貨店と共に京都のまちは賑わいを失い、閑散とした地下街を見た時、これまで経験のない事実に向き合わねばなりませんでした。

そして、テレワーク導入による働き方改革、子供たちの教育のオンライン活用、AIの導入、さらにはビッグデータの活用といったテクノロジーの進展が、「コロナ社会」を生きる私たちに対し、「新しい生活様式」を求められることとなりました。

5月末には「緊急事態宣言」も全国的に解除され、徐々に日常が戻りつつありますが、新たな感染者が増加するなど決して気持ちを緩めることが出来ない状況が続いています。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大の中で見逃すことが出来ない事実として、感染者やその周辺、医療従事者に対する無理解による誹謗・中傷、差別・偏見が相次ぎました。それは、新たな時代の人と人の交流の場「SNS」です。時には「凶器」ともなる手段によって多くの人々が傷つけられました。あってはならないことであり、心を痛めました。

著名人の感染がメディアに報じられ、新型コロナウイルスに対する危機感を高めたことは事実であります。一方でアメリカにおける黒人をはじめ社会的に弱い立場に置かれている人々の罹患率と死亡率が格段に高いことも事実であります。その人の置かれている社会的立場の位置付けから、差別・被差別の関係を生じさせるという実態も明らかになりました。

新型コロナウイルスの感染拡大によって様々な情報に触れ、「三密」の回避の重要性にも理解を示しながら、政府が呼び掛ける「ソーシャルディスタンス」（社会的距離）の表現に対し、「人と人のつながりは？」と違和感を覚える自分がいました。

また、「コロナ禍」の陰で「リバティおおさか」の愛称で親しまれてきました大阪人権博物館が6月1日をもって閉館されました。様々な経緯があつてのことですが、35年間にわたって果たしてこられた役割の大きさを思うと残念でなりません。部落問題を中心にあらゆる差別を許さない、人権の保障される社

会を目指す歴史資料館として、奈良の水平社博物館と共に日本における人権学習の中核的役割を担ってこられました。2年後には新しい場所で再出発する準備を進めておられるとのことですので、「リバティおおさか」の新たな門出に期待をしています。

と同時に、朝田善之助記念館も朝田善之助初代理事長が収集された5万点に及ぶ史資料を基本としながら、部落問題解決に向けた人材の育成と人権教育啓発の拠点としてこれからの運営を考えたとき、他人事として看過することは出来ません。確固たる財政基盤と多くの方々のご理解とご支援を賜りながら運営することが出来ている財団として、与えられた使命と役割を果たしていくことの大切さを痛感しております。

朝田委員長が述べられた財団のモットーである「明日の不幸がわかっているのなら、今日変えようじゃないか」という言葉を胸にこうした困難を乗り越える生き方を目指したいと存じます。

さて、こうした社会状況の中で、朝田教育財団も厳しい新年度のスタートとなりました。4月当初からの予定は全てキャンセルになりました。研修会や視察の受け入れ等は中止となり、記念館も5月末まで休館しました。会議の持ち方も大きく変化しました。理事会は何とか開催できていますが、6月の評議員会は感染拡大防止のため書面表決による「みなし決議」の方式をとらざるを得ませんでした。幸い、評議員の皆様にはご理解を頂き、予定された議案等慎重に審議して頂き、議決を得ることが出来ました。本当に感謝です。

また、財団の大きな事業として、毎年、朝田委員長の誕生日を記念し開催して参りました「朝田善之助記念同和教育研修会」も7月3日に予定していましたが、中止せざるを得ませんでした。

今年度は、京都府議会議員であり当財団の評議員でもある平井齊己さんに講師をお願いしていました。

平井齊己さんは、現実に部落解放運動を担っておられる立場からも部落問題が直面する今日的課題等について具体的なご講演を頂く予定でした。ご準備も進んでいたようでしたが、誠に残念なでございます。次なる機会

には必ず・・・と考えています。その節には多くの皆様にご参加頂きますようお願い申し上げます。

財団の主要事業である奨学事業についても、今年度は各大学における新型コロナウイルス感染拡大防止対策等の影響が大きく、今のところ新しい奨学生の応募はありません。しかしながら、緊急事態宣言も解除され、各大学にも学生の姿が戻りつつありますので、新しい奨学生の確保に向けて募集活動を進めて参ります。会員の皆さんの推薦等、お待ちしております。

一方で、現役の財団奨学生の皆さんも例外なく、今回の「コロナ禍」により厳しい状況に置かれておられます。とりわけ学習環境の激変は、思いもよらない事態だったと推測いたします。財団としても奨学生の皆さんに寄り添った対応をしなければならないと考えています。財団では、この度の「緊急事態宣言」に関わる国及び京都府の支援措置についても申請いたしました。

そして、財団設立40周年、朝田善之助生誕120周年、全国水平社結成100周年を記念した、2022年に予定している周年事業の計画・立案の中では、奨学生の皆さんへ貸与制をとっている奨学金事業について、財団としてできることは限られていますが、給付制との整合性も検討しながら進めていきたいと考えています。

奨学生の皆さんには、厳しい環境の中にあっても前向きに、この経験を糧に自らどう克服するかを考え、将来に活かして頂きたいのです。

財団では、2020年の周年事業の推進に向けてそれぞれの事業ごとに理事の皆さんを担当者にしてチームを編成し作業にあたっています。できるだけ早く皆さんにお示しできるよう取り組んでいます。ご理解ください。

厳しいお話ばかりになりましたが、収束の暁には、実施できなかった研修会をより充実した形で行うことや、記念館に来て頂けなかった皆さんに、新しい発信をしていきたいと考えています。今回の事態を経験する中で、私自身、朝田善之助記念館の果たす役割の重要性を今まで以上に感じています。

今後ともご支援ご協力をよろしく願います。

今どきの人権感覚

～日常の出来事から～

評議員 吉田 善太郎

はじめに

「今どきの人権感覚」というテーマで講演をさせていただきます。私たちは「人権だから…」と固く考えてしまいがちですが、基本的には毎日の生活の中で無意識的に人権について考え、対応をしています。また、「人権」にかかわる出来事に常に関わっているわけです。もっと言えば、そんな日常を何気なく生きています。自分にとって大切な「人権」について気づくことなく生きていく、というのが現実ではないかと思えます。今日は、そういう日常を見つめ直すきっかけになれば嬉しく思います。

仕事の中で

私は特定非営利活動法人姫路市身体障害者福祉協会に勤めて5年目になります。それまでは学校教育に軸足を置きながら、ずっと部落問題を中心に人権に取り組んできました。

その私が、福祉関係の仕事に就くことで自分自身の身体障害者に対する考え方や障害そのものに対する考え方が随分変わってきたなと思っています。それは障害者の置かれている社会的な状況や立場について見聞きする経験が多くなったことに関係しています。

この仕事に就いた時ぐらいに、「障害を理由とする差別の禁止の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が制定されました。法律は2013年（平成25年）にはできていたのですが3年間の周知期間を経て2016年（平成28年）4月に施行されました。

障害者問題との出会い

ちょうどこの法律が施行される前の年だったと思いますが、障害者の問題を考える機会が京都でありましたので行きました。今まではそのような会議に出席したことがなかつ

たのですが、障害者の友達と一緒に行きました。会場では、手話通訳もあり、要約筆記という、人の話している言葉を文字に書いてスクリーンに映すことなども行われていました。障害者がベッドで寝たままの状態です話しているのですが、正直言って、何を言っているのか私には聞き取れませんでした。しかし、その話を横で聞いて、その内容をスクリーンに映し出してくれる人がいる。そうすることで話している人も、参加している我々も理解することができる。それは「情報保障」といいますが、手話通訳によって、聴覚障害のある人にも情報を伝えることができるし、障害のない人が何を言っているのかを含め、お互いに同じ場、同じ空間の中で問題を考えることができる状況が作り出されていました。「へえー、こんなことまでしているのか」と知りました。障害者同士が話している言葉はほとんど聞き取れないのですが、情報保障をする人たちのノートテイクや要約筆記のスクリーンなどを見ながらではわかるんです。それを僕は初めて見て、自分の障害者に対する考え方とは随分と格差、開きがあったことを深く考えさせられました。それは、そういう場所へ自分が行かないとわからない。そういう機会に触れてみないとわからない。いくら本で読んでわかったつもりでもわからなかった。そういう意味で私にとってはまさに「障害者問題との出会い」であったと思います。

「医学モデル」から「社会モデル」へ

障害者差別解消法は障害に対する考え方が個人的な「医学モデル」から「社会モデル」へと180度変えました。しかし、その言葉だけではなかなかわかりにくい。ようするに、これまでは障害は医学的な意味で障害のある

人に責任があると、障害があればいろいろと自分で克服をして、皆と同じようにできるように頑張れというのが従来の考え方でした。しかし「社会モデル」は違います。例えば階段があれば車いすの人は上がれますか？上がれないでしょ。その向こうには此処とは違う、新しい世界が待っているのに、階段を見ただけで自動的に、「あ、行かんところ」となるんですね。「やめところ」と。その人に責任があるわけではないのに、その人自身の学ぶ機会や生活の行動範囲をある意味「自動的に」に暗黙の了解の中で決められていっている。つまり、社会の側が、障害のない者の考えが、障害者にとっての壁を作り出しているということなんですね。それってどうなんでしょう。「障害を理由とする差別の禁止」ということが規定されているにも関わらず、除去し解決していくための手立てや考えはできていない。そんなことが随分あるのではないかということです。

声を上げる

私は砥堀に住んでいますが、地域に姫路市立砥堀二区総合センターというところがあって、そのセンターの運営委員長をさせていただいています。(今年の4月で辞めましたが)「とほり桃花交流館」という愛称を付けて運営をしています。この公民館では、入り口でスリッパに履き替えました。これは下足と上履きとの「2足制」です。「とほり桃花交流館」は「1足制」です。靴を脱がなくてもそのまま入っていける。以前は寄合(ずいぶん田舎的な言い方ですが、会議や町民総会など)で玄関に靴が溢れていました。雨降りなどはもっと大変でしたがそれがなくなりました。また人の流れもスムーズになりました。玄関に入るには階段が3段ほどありますがその横に12分の1勾配位の建築基準法上のバリアフリー的なスロープがあり、車いすでも入ることができます。

ところがです。今年の3月3日に「とほり桃花～健康と福祉まつり～」をしました。そのときに、シッティングバレー日本代表の西家道代さんに来ていただいて講演会をする

機会がありました。その人が来るまでわかりませんでした。僕たちは気軽に考えていました。土足で上がれるし、車いすで来ていただいてもスロープがあるので気にしなくてもいいと思っていましたから。ところが、センターの方が「大変です、入れません」と言ってくるんですね。スロープはありますが、スロープへ行くまでが問題だったのです。スロープと道路の間に水はけのための10センチほどの斜面が作られていて、それが「溝」になっていて、そこが越えられない。僕はそれに全く気が付かなかった。それでセンターの方が急いでJRで使っているような敷板のような簡易スロープを探して持ってきて、道路からスロープに入ることが出来ました。また、実際はスロープの北側が駐車場になっていましたが、建物と駐車場の間には全部溝があって、しかも車止めがある。だから駐車場からもスロープにアクセスできない。入れないんですね。自分では「バリアフリーでいいなあ」「他にはない施設だなあ」と思っていたのですが、実はそうではなかったんですね。そこですぐに行政に改善を要望しました。

このように日常生活の中で自分なりにOKと思っても、実はそうではないということがたくさんある。気が付いたらできるだけ早い機会に改善に向けて声を上げる。駐車場にも車椅子専用の駐車スペースがないなど、気づくことがありました。まずはこの「溝」を無くす。駐車場の車止めを取り除き、普通に車いすで出入り出来るようにする。車椅子専用の駐車スペースを設置すると、いままで4台の車が停められていましたが、車いすを下ろしてから自分も降りようと思ったら1.5倍の幅が必要です。当然駐車できる車の数は減少します。しかし、障害者が自由に出入りできるようにするためにはそのほうがいいのではないかと思います。そうすると障害のある人もそうですが、障害のない人も普通にスッと入ることができます。「一足制」にしても、妊婦の方や高齢者にとっても、どちらにとっても便利な方法です。あるいは、どちらにとっても生活しやすい方法になります。気が付いたら「声を上げる」、考えていくと

ということが大事だと思います。そういうことも今の仕事を通じて教えてもらいました。

「情報保障」

姫路市では平成29年に手話言語条例を制定しました。正しくは「姫路市手話言語条例」といいますが、ろうあ（聴覚障害者）の方々の要望を受けて、「手話は言語である」との認識のもとに「議員提案」され、平成28年の12月に制定されました。そして、平成29年の4月から施行されています。例えば講演会の案内を出す時に、案内の中に「情報保障があります」あるいは「情報保障付」という文言を入れたり、「手話通訳付」「要約筆記あり」と書くと、聴覚に障害のある方で案内を見た人もこれなら「聞きに行けるな」と思うようになる。

最初にも言いましたが、障害者差別解消法という法律が制定されて6年。施行されて3年になりますが、そうした文言なり表示はあまり見られません。あるいは、視覚障害者用に案内のチラシなどには、QRコードが付いていて、その横にパンチの穴の半分くらいの穴が開けられています。それが音声案内用のQRコードが付いていますよ、という表示になって、携帯（スマホ）のアプリである「ユニボイス」などでそのコードを読み取ると、チラシの内容を音声で読みあげてくれます。そうすると、視覚障害者はそのチラシの内容を理解することが出来ます。そのような聴覚障害者や視覚障害者にとって情報を入手する手段を提供することを「情報保障」といいます。自分が行事を主催したり、何かをするときにこのようなことをどこまでできるのか、考えられるのか、ということですね。私たちは、日常的に自分の生活範囲内だけでしか物事を考えられていないという現実もあるわけで、その辺りをこういう機会にでも少し考えていただければいいかなと思います。ただ、私たちもわかるだけではだめで、このような場に足を運んでみる、一緒に声をかけてみるなどの行動に移さなければ、いくら研修会をしても世の中は変わらないと思うのです。一枚のチラシを手にとってみても、情報保障が

されていなければ、そのチラシは障害者にとっては何の意味も持たないのです。単なる紙切れでしかありません。やはり、研修をすることにより何かを変える。一番大きいのは自分を変えるということ。自分の生活を変えるということに繋がることが大切なことだと思います。

1%の人権マイタイム

そこで、「1%の人権マイタイム」というものを提唱したいと思います。1%です。自分の生活時間の中の100分の1。どれくらいだと思いますか。1日24時間あり、その内8時間は寝る。8時間は仕事をする。8時間は余暇で自分の新しい能力を身につけるために使う等の休息する時間。ある意味、一日のうちで自由に使える時間が8時間だとすると、8時間は480分。480分の1%は？4.8分。約5分です。1日の中で5分間だけ、意識的に人権についての考えをめぐらす。「これは何なのかな！」と考えるのはすごく意義があることかなと思います。多分誰でもやっていると思う。やっているのですが、これが「自分にとっての人権なのかな」とか、「誰にとっての人権なのかな」等々、ということも含めて、自分や子ども、親やおじさんやおばさん、遠く離れた人たちのことも含めて、思いを巡らすということをしてみてください。もちろんお仕事で四六時中考えているという人もいますが・・・。

今年「アイヌ新法」（アイヌ文化振興法）ができました。正式には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」といいます。アイヌの人々を日本の先住民族として認め、それらの人々の文化的・経済的保障等を政府が責任を持って取り組むという法律です。その前年には、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ対策法、部落差別解消法、等々ができた。これは「21世紀における人権元年」と言ってもいい状況になっていると思います。そういった法的な繋がりと、さらに「教育確保法」（「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」）ができました。

これは、学校には行ったけれども形だけしか行ってない人、学校へ行かなくても卒業証書は貰えますからね。私の経験でも、私は小学校4年生頃まで学校へ行っていませんからね。でも小学校をちゃんと卒業して中学校も行っていきます。行かなくても行ったことにされた人間がたくさんいる。本当の意味で勉強したいことができていない。そういった人たちが勉強できるように機会を作りましょう、という法律なんですね。そのために例えば夜間中学校をつくるというようなことが出来ます。あるいは、外国人のための日本語学校のようなものも考えられます。地域の中で新しく日本に連れて来られて日本の生活になじめないとか、実際に生活できなかつたら不便だからということで、生活の機会を保障するために「日本語講座」などを設けている。それと同じように、日本の中でも「識字教室」などがあつたりして、十分に勉強ができていない人のために、学習の機会を与えましょうということですね。意識的に何かをすることは大事です。たった5分、たった「1%」の時間、人権について考える「マイタイム」ということをぜひ日常生活の中に取り入れていただいたらいいと思います。

「人権」は国家が保障する

自分の「したいこと」はありますか。例えば、今は社会がどんどん変化していっているので、コンピューターの勉強をしたいとか、いろいろな能力を身につけたいとか。そのように「〇〇したいなあ」と思った時に、自分の生活の中ですぐにできる状況にあるかどうかです。社会がどんどん進んでいく。それに応じて自分の能力を高めることができるかどうか。これができたら、ある意味人権が保障されていると言えると思いますが、それが出来ないのなら「何とかしてよ」という要望が生まれる。これが人権（を獲得する道）なんです。これは大人だけに限らず子どもたちにとってもそうです。特に子どものほうが重要ですが。子どもたちが自分で生活し社会で生きていく、その社会で仕事をしていくために必要な能力を十分に身につけることができる

かどうか。その条件がどこまで保障されているのかを考えてみる。その条件が保障されていればある意味で人権は保障されているといえます。しかし、そういう能力を伸ばす条件がなかったら「おかしい何とかしてよ」という行動になって現れる。

「人権」は人と人との関係ではないんですね。あなたが私の人権を保障するとか、私があるあなたの人権を保障するとかの問題ではない。此処でいわれている私たちの「人権」は国が保障するというものです。国家に対して要求して闘いとるという性格を持った「人権」です。ところが、そのように言うと「難しいことを言う」と思われるかもしれませんが、そうではありません。古くはヨーロッパの「フランス人権宣言」とかに行きつきますが、そんなことを考えなくても今の日本の憲法を見れば全部そう書いてあります。「人権は国が国民に対して保障するもの」、国・行政が市民・国民の人々の生活を保障するということが大前提なのです。

しかし、今の人権の考え方は、差別する人が悪いとか、される人たちが悪いとか。特にヘイトスピーチです。在日韓国人に対して罵声を浴びせ「国に帰れ」などと言う。歴史的な関係を全く無視して、そういった人々の存在そのものを無視するかのようにして圧力をかける。それが行われているときに、それはあなた達だけの問題だ、とか、言われている人と言っている人たちだけの関係の問題だ、というのは、ちょっと違う。そういう行為をする集団ができる社会になっているということのほうが問題なのです。だから政府として、ヘイトスピーチ対策法を制定して、「そういうことはだめですよ」としている。もちろんこれも政府が勝手に法律を作ったのではなくて、ヘイトスピーチを受けている人々が政府に対して要求をして初めて実現したものです。国とか政府の陰には力、パワーでねじ伏せることができる権力が隠れている。力が働いているんです。だから罰則があり、捕まったら罰金をかけられたりする強制力、権力が働いている。そういった力を背景に人々の人権保障がある。見た目は人と人との関

係、人間関係に問題があるかのように見えますが、実際はそうではない。そのような関係（差別を生み出すような社会的な関係）が出来上がっていることに対する責任を政府が取らなくてはいけないということです。

憲法を生活の中に

ただ、そんな堅苦しいものでなくてもいい。具体的に自分たちが世の中の発展に応じて必要な能力を身につけることができるという条件がどれだけ揃っているかいないかということです。揃っていないのなら、「どうしてなのか」と、行政に言って行けるかどうかを考えてみるといいと思います。例えば、日本国憲法は「前文」と103条11章からなっています。それを全部覚えておかなくても生きていけます。しかし、自分たちの人権が侵害されているという場合には、必ず、その中の第3章の人権条項の39項目のどれかに当てはまる。当てはまらないものは何もない。今、話を聞いていて命の危険を感じますか？感じませんよね。そんな心配いらないように我々の身の安全が保障されている。これは13条の幸福追求の権利、安全・安心に暮らすことが出来る、という権利を具体的に保障しなければならないということですね。そういうことが含まれている。

もっと具体的にいうと例えば、学校の体育館の天井に30個ほどの大きな電球がついていますが、なぜついているのか。また、1個消えたらどうなるか。2個消えたらどうなるか、仮に半分消えたらどうなるのかと考えてみます。そうすると、日常的に暗いところで学習をするとなると目が悪くなる、あるいは暗いと危険である、等々、それだけで常に健康を害する状況に置かれているわけです。そうすると、例えば憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を有する」という権利が侵されたり、先ほどの幸福追求権にしても侵害される。つまり、憲法違反ですよ。そういうことを考えながら、日常的に健康的な生活を保障しなければならないという人権の中にいるということに気がつく。できていなかったら、「先生、電気直してよ」とか言う。窓

ガラスが壊れていたら危ないですよ。学校の机には角がありますが、角で怪我をしないように机の角は丸くなっている。注意力がなくても安全に生活できる形で物が作られるようになったことも人権保障です。

そのように「人権の保障」というのは、細かいことかもしれませんが、政府・国がきちんと国民に生活の安全を保障する義務の上に成り立っているといえます。

法の下での平等

憲法の第14条は誰でも知っている。いや、誰でもとは言えませんが多くの人が知っている。でも知らなくてもネットでもすぐに調べられます。例えば、『すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的な関係において、差別されない』とある。「法の下に平等」というのは、「差別されない」と同じかといえば少し難しいですね。法学的に考えても。だから答えは出せなくていいと思います。最近、民間の男性の人と皇族の娘さんとの結婚話が報じられていましたが、婚約発表までしたようになっていたが、いまだ結婚にたどりついていないという問題があります。それなども、「婚姻は両性の合意にのみ基づいて行われる」という憲法上の規定からすると、二人の意思だけでは実現しがたい、二人を取り巻くいろいろな社会的な関係によって制約されている。すぐには結婚できないという状況に置かれている。「社会的身分」なり「経済的、社会的」といったときに、やはり、その人の持っているもの、その人の居る位置、社会的な位置というのが常に問題になる。それをどのように見て、それとどう具体的に合わせるかということに、人権がどこまで保障されているか、を見る視点というのがあると思います。

憲法14条は私たちの生活の大前提としてあるべきものですが、その次には何が書いてあるのかというと、『皇族、華族その他貴族の制度は、これを認めない』とある。でも、皆さんはどう思われますか？

1922年に全国水平社が結成されて、差別に

苦しんできた部落の人びとが「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と言って立ち上がった。そのときに松本治一郎さんという人が「貴族あれば賤族あり」と言った。我々はここに生まれることを選ばれましたか？選ばれて日本に生まれてきましたか？そんなことないでしょう、ね。人は誰も生まれるところを選べない。にもかかわらず、そこに生まれたことによって尊ばれる人間がいれば蔑まれる人間がいる、という関係（社会）がある。それはダメだということを松本さんが言われた。それと同じ関係が実は今日でもあるのではないかと私は思っています。ある意味ナショナリズムとかアイデンティティとか、「自分を大事にする」とか、あるいはナショナリズムで自分たちの地域を守ろう、とか、国を守ろう、とかいった時には、ある種、人権を排除しているということになるので、それはちょっと注意したほうがいいと思います。本当にそうなのかな？とね、ちょっと立ち止まって考えてほしいと思います。

全てを疑え

私の好きな言葉に『全てを疑え』というのがあります。目の前で起こっている現実に対して「なぜそうなるのか？」「それでいいのか？」と。先ほどいった学校の机を見て「なぜこの机の角は丸いのか」とか、床のタイル等を見ては「なぜこの色なのか」とかね。すべてを疑って少し思考します。少し思考するところに先ほど言った意識的に物事を考える。自分の頭の中に「何でかな」と思わせるものがあれば、結果的には同じだったとしても何かを常に考えている。そうすると生活が少し面白くなる。「あの人はなぜ坊主になっているのかな」「いつから坊主なのかな」「いつ散髪するのかな」など、どうでもいいようなことですが、あるでしょう。それはその人への関心がそうさせる。なんでもいいから全てに関心を持って、何でも疑ってかかって、そして考えて結論を出す。その結論は良いのかどうかはわからない。それは、自分の置かれている位置に合うように考えるから。儲ける方と損する方、どっちが自分にとって都合が

いいか、都合の悪いものはのけておこうかとなる。のけておくのは悪いことではない。そのように考えていく、或は考えざるをえない立場にいるから。「社会（世の中）に存在するもので理由のないものは1つもない」と言われます。全ての物に存在理由があります。その全ての理由を一つひとつ疑いながら結論を出していく。「そんなしんどいことしたら死んでしまうわ」と思うでしょう。でも、そうではない。人間の頭の中は考えれば考えるほど発達していく。我々はどのくらい脳を使っていますか？生きているうちに数%しか使っていないんですね。私が初めてコンピューターを買ったときに、ある人から「一生懸命に使っているがそのコンピューターの性能の1%も実際には使っていないんだよ」と言われたことがある。実際に考えてみると、そのコンピューターの持っている性能そのものの機能からすると自分の必要としている機能はそんなにもない。どんどん考えて、考えて、考え抜いてもまだ余裕がある。その思考の中で「人権」ということを改めて考えたときには、まだまだ伸び代がある。人権感覚が悪いとかは思う必要がない。誰も高い人はいないのだから。人権感覚の高いという人はなかなかいない。

今日のテーマは「今どきの人権感覚」ということですが、「感覚」というのがちょっと難しい。感覚は一番最初。好き嫌いの感情そのものは、今まで自分が生活してきた中で体験してきたなかでできたもの。だから「感情にも動機がある」と言われます。次に、実際に触ってみるなどして、これは机、これはお茶だとか言いますよね。あるいは、これはどちらもペットボトルですねとか。自分が今まで経験して積み重ねしてきた生活体験がギュッと凝縮されて、瞬間的にパパッとここ（概念の形成）までくる。このプロセス（感覚・知覚・表象・概念）を私たちは常に経験しながら、あるいは自分は意識しないがそういうものを身につけてものを判断しているということです。だから、見た目で判断するのはよくない。見ただけで判断すると判断を間違えるということですね。

存在は意識を規定する

最近、「H市子どもの生活に関する実態調査」結果についての報道がされていました。子どもたちの学力水準に関する調査結果ですが、簡単に言うと「親の生活水準がもろに子どもたちの学力水準に反映している」というものです。生活条件が厳しい子どもたちほど学力が低い傾向にあるという結果です。

非常に厳しいと思います。子どもには責任はない。どこに生まれるかは選べない。たまたまその家の家族として生まれた結果により親の持っている条件によって伸ばせる能力、学力が規定されている、という結果です。このようなことは昔からも言われていました。

私たちの考え方には利害が反映しています。つまり、損得です。何かについて「どちらがいいか」を選択するとき、自分にとって損か得かを瞬時に判断し決定しているんですね。それまでの生活経験を元にして判断しています。そういう判断の元になっているのが『存在は意識を規定する』という、ちょっと難しい社会科学の概念ですが、普通に生活して10年生きた子、20年生きた子、30年生きた子（ちょっと変な言い方ですが）。この生活の積み重ねの中でできている意識もある。そこから生み出される子どもの考え方や学習意欲などによっても制約されてきます。その子どもたちがおかれている経済的な条件とはいったい何なのかを考えたとき、絶対にそうとはいえませんが、かなりの程度親の生活状況に規定されることがあるということですね。しかし、そういう状況におかれていても社会の発展に応じて能力を高める機会が保障されているかどうかということが、子どもたちの学習権なり権利が保障されているかどうかということが非常に大事な問題なのです。それがわかれば、その調査結果に表れた条件の悪さ、例えば、家でなかなか勉強できないのなら、勉強できる時間と場所なりを作っておく。それは親、周り、先生がする。そういうことを保障することによって、実は存在そのものが極めて社会的に厳しい状況にはあるが、その子にとって必要なものを揃えてあげ

ることによって、その子の将来を明るくものにすることが可能になってくるわけですね。親の影響より社会的支援の方が強くするのが人権保障ということです。しかし実際には違う。実際は、社会的に条件の悪い位置に置かれている人々を差別したり排除したり、自分にとって不都合だと思われる存在があることによって避ける。こうして差別が生まれる。

考え方の転換

2019年6月22日の朝日新聞で報じられていましたが、ハンセン病の問題で政府は伝染性の極めて弱い、しかも特效薬が出来ていた病気だったにも関わらず法律によって隔離した。このことによって社会にハンセン病に対する偏見を生み出しました。また家族そのものをも切り離していった。まさに国の施策によって偏見を生み出し家族そのものを断絶させてしまった。そういう歴史の中でこの問題を解決するのはまさに政府の責任になっています。その人たちの生活保障をすることが裁判にもなっていますが、もうすぐ結果もでます。その人たちの置かれている位置を考えれば、それは決して個人の責任ではないということがわかります。

最初に言いましたが、障害者差別解消法が制定され、「医学モデル」から「社会モデル」へと障害の捉え方が変わった。その考え方はコペルニクスの転換、天動説から地動説に変わったようなぐらいの差別（障害）に対する捉え方の転換がありました。

それを生み出してきたのが1922年の全国水平社結成以来の闘いにあります。人権獲得の闘いです。その闘いの中で「差別」を単なる個人の考え方（観念）にあるのではなく、つまり、「差別をする人が悪い」というのではなく、差別される人々の、その人たちの置かれている社会的な位置づけによって差別があるんだということを明らかにしてきました。そのような闘いに影響されて、障害者差別解消法の中身が出来たわけです。障害者差別解消法の内容そのものに非常に大きな意味があります。条文は読んだら難しいですが、中に

書いてあることは本当にそうです。

私は身体障害者福祉協会に勤めています。協会が「宴会をしましょう、送別会をしましょう」となった時に、まず場所を探します。やはり駅前とか人の集まるのに便利どころがいいですね。しかし、協会の副理事長は肢体障害者で車いす利用者です。そうすると、まず車椅子が入れるところということになります。それだけで場所がない。駅前といえればかなりの程度でバリアフリーができていると思われるかも知れませんが、10数人で利用できるお店でもなかなかありません。入り口の段階ですでに段差があったり、車椅子そのものが入れなかつたりします。駅のトイレなどはバリアフリーになっていたりしますが、お店のトイレとなるとそうはいきません。ささやかな幸せを感じるための食事をするとささやかな無実なのが現実です。

また、皆さんの住んでいる公園のトイレはどうですか？車いすは入れますか？皆さんの地域に公園はいくつありますか？公園でランドゴルフをしようと思うでしょ。そうすると、車椅子の利用者にとっては、その公園のトイレがどうなっているか、つまり障害者用のトイレがあるかどうかによって参加するかしないかを決定しなければならないんですね。それが第一なんですよ。人間の生理的な関係からいうとそうならざるを得ない。私たちは普段そんなこと意識しないことですが、障害で車いすに乗っている人は第一に考える。そういうことを考えずに行事を計画したとしたら、「あなたは障害があるので来なくていい」ということになってしまう。それではいけない。考え方を改めて、障害者の側に問題があるのではなく、社会の中に、地域のコミュニティーの中に問題があるということですね。誰もが参加できるということを第一に考えていけば、そういった物理的なバリアをまず取り除く、そして考え方も含めて社会的なバリアを取り除くということが必要なんですよ。すぐに実現できなくても近づけることは出来る。この視点に立ってこそ、障害者差別解消法で規定されている「合理的調整（配慮）」の役割の重要性も深まっていくと

考えられます。

先ほどの子どもの教育の問題に戻りますが、もちろん教育権の問題もありますが、国民は全て「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ということで考えてみると、親にも子どもにもその権利は与えられています。だからその子どもに対する権利の保障としていろいろな手立てを考えられていいはずなのです。そういうことを考えていけばH市は莫大な予算を費やして各校区に学習の場を設定することで格差を解消することが出来ます。現実には小学校、中学校はあるので先生方に手厚い保護をしつつ子どもたちを見てもらうということも可能になるかもしれません。というよりは、調査結果をもっと具体的に分析して、不利な条件に置かれている子どもたちに対する学習の手立てを考えて、実行できるように行政に見たら言っていかなければいけないと思いますね。「こういう子どもたちがいる。この子どもたちに力をつけてあげたい。将来幸せにしてあげたい。」等々ですね。あるいは、今の権利の関係でいうと、教育の機会が奪われている。それを保障するためには、例えば、地域の公民館を何時から何時まで使って勉強会をしましょうとかね。あるいはもっと近場でここまで来なくても住宅の集会室とかに集まって勉強しましょうと、考え方を具体的な行動に移すことが必要ですね。

おわりに

最後に、『行為は習慣となり、習慣は性格を形成し、性格は運命を形作る』。この言葉はロシアの人の言葉ですが、同様の意味のことをマザーテレサや他の多くの人も言っている言葉でもあります。要するに、自分の運命や自分の将来はこうだと決まっていることは絶対ないということ。「絶対ない」というのは絶対無いです（何か矛盾したことをいっているようですが・・・）。「絶対にある」というのは、例えば、今ここにお茶のペットボトルがあります。誰かが買ってきて今ここに置いてあります。それは、ここに置かれるまでの条件なり経過なりの内容を伴ったこの

ペットボトルだからです。ここにあるための条件や経過や内容をひっくり返して考えたときに、そのうちの条件の一つでも違えばこのペットボトルは存在しないわけです。もし、私が来なかったらこれは無いわけです。あるいは、ずっとここにあるかと言えばそんなことはないですよ。この会が終われば片づけますよね。変化するわけですよ。このものそのものの位置もそうだし、この存在そのものも変わる。私が飲めばそれで変わる。「絶対は無」の絶対です。絶対あるのは、それをめぐる一定の条件なり経過なり内容を伴ってある時は絶対なのです。吉田善太郎が1951年6月4日に生まれたということ、これは絶対です。

過去の事実そのものとこれから先の絶対というのは違う。絶対は無。あるのは「変化する、変わる」ということです。そういう意味では、「変わるということは絶対だ」ということも出来ます。今ある自分というのは絶対に変りますよ。今日の自分が明日も明後日もあると思うことは怖いですよ。私は小学校4年までの歴史がありません。4年生まで学校に行ったという記憶がないのです。小学校に行く前も含めて10年間の記憶が無いのです。一生懸命育ててくれた両親には申し訳なく思いますね。今、私は68年生きていますが、記憶の中でいえば、私の人生は58歳ということになります。だから、私が今話しているのは小学校4年以降の「歴史」の問題です。小学校を出るところには先生から「口を真一文字に閉じて」と手帳に書かれるくらいにおしゃべりでした。ものすごくしゃべる子でした。ただ、私は小学校4年生まで字を書いたことも習ったこともないので字が汚かった。ここに書いた字も汚いでしょ。現役時代から字が汚かった。「先生の字は読めない」などとよく言われていました。字は汚い。だから教育の仕事に就いたとき真っ先にパソコンを買いました。そして「一太郎」というワープロソフトを買って、パソコンで使いました。パソコンが好きだから買ったのとは違うんですね。自分の足りない部分をカバーするために、字の汚さをワープロの文字で補う

ために買う。そうしてきました。そうした自分の人生を含めて考えてみると、これからの運命なり性格が自動的に創られていくのではなくて、自分の置かれている社会的な関係の中でその「関係」に能動的に働きかけていく、働きかけていけるような条件や環境に刺激されて創られていくし、考え方も育っていくと思います。

だから、決められた運命などは絶対に無い。差別された人がずっと差別されたままかということそうではない。また、差別する人がずっと差別をするのかということそんなことはない。いろいろな取組みの中で変革もあり意識を変えていったりもします。そういうことに期待して、「絶望的」な状況があったとしても、一つひとつ変えることができる。自分を変えることで社会を変えることができる。小さな力かもしれませんがそれが重なると大きな力になる。ぜひ、そのような機会になればいいなと思っています。

どうもありがとうございました。

※本稿は、昨年6月に姫路市の公民館で行われた教養講座の人権学習講座でお話しした内容に加筆修正をしたものです。新型コロナウイルスによる感染症の流行と感染拡大防止に向けた様々な動きの中で、「コロナ差別」なる言葉も生み出され、私たちの人権感覚が問われていたりもします。時宜にかなったテーマ・内容にはなっていないことをお許しく下さい。

(姫路市身体障害者福祉協会 事務局長)



奨学生の近況 2020年度 前期

新社会人として

M.M

これから東京での新社会人としての近況報告に併せて、今回は学生時代を通して参加してきた「奨学生の集い」について、私なりの意見や感想を述べようと思う。

まず、東京での新社会人としての生活は、自分にとって非常に新しい経験であるとともに、なかなかハードワークでもあるように感じている。というのも、大学を卒業するまでの約20年間、実家で過ごしてきた私にとっては、日々生活を送るにあたって必要最低限の活動、いわゆる家事を始めとした身の周りの活動が、いかに当たり前のように享受し、そして甘えてきたのかをひどく実感している。一人暮らしを始めてもなお、家族の存在は非常に大きく感じる。もちろん、しばしば送られてくる仕送りは非常に助かるが、それ以上に、思いやりの日々の些細な私への連絡は、家族の温かさを感じさせ毎日の仕事に対する原動力にもなっている。

また、仕事面においては、最近ようやく「慣れ」というものが出てきた。学生時代にも同業種でアルバイトを経験していたため、多少の余裕や自信は持っていたつもりではあったが、新しい環境というのは、やはり多かれ少なかれ自身に委縮をもたらすことを痛感した。だからこそ、入社から三か月経った今、様々な業務を経験し、様々な人と関わる中で、

少しずつ自信が付き、結果として仕事にも成果を実感できるようにもなってきた。もちろん現状には全くもって満足はしておらず、また「慣れ」による、気の緩みには細心の注意を払いつつ、今まで通り、高い目標を持って眼前のタスクに注力し、邁進していきたいと思っている。

次に、長らく活動してきた、「奨学生の集い」について、少々生意気ながら自分自身が思う改善点や意見を素直に述べたいと思う。具体的にそれは、活動時に行われる講義の形態についてである。というのも、それらはしばしば一方通行的に私たち奨学生に対して行われていることから、意見の多様性をそれほど実感できない。もちろん、その講義自体は毎回非常にためになり、また、ものの見方に対し新たな視点をもたらしてくれるものであるが、近年の急速な情報革新を発端とした、グローバル化の潮流の中、社会にも以前より多様性を求める傾向が色濃く出始め、そしてそれらの「個」を認め、受け入れる時代にもなった。だからこそ、毎回の講義にて発信される歴史や物事に対しては、より多くの世代のユニークな意見を聞けるようになると、自分自身、さらに得るものが大きくなると確信している。

最後に、このコロナ禍の中、感染者や労働者、他にも自粛による疲弊など非常に苦しい思いを多くの人々が経験しているが、だからこそ改めて自分を見つめなおし、事態の収束

後に新たなステップへ踏み出せるよう、準備をする必要があると考えており、自分自身もまたそのような時間を貴重なものとして、今後の東京での暮らしをより実りあるものへと変えるべく、日々を過ごしていきたい。

(大学 文学部社会学科 卒業)

情報を見極める能力

Z.Y

つい最近、大学に入学したと思っていたが早いもので4年が経過し、卒業制作も単位認定され無事に大学を卒業することができた。

世間ではコロナ禍により内定取り消しなどの声も聞く。リモートワーク出社などで対応を取ってくれた会社はまだ良い方で、アルバイトですらシフトに入れられない状況だと耳にした。コロナ禍の影響でネット上ではマスクや消毒液の転売に限らず、デマや自粛警察なども見られる。世間全体で負の空気が蔓延しているように感じる。そのネット世界の誹謗中傷に耐えかねて一人の女性プロレスラーの方が自殺したという。

誹謗中傷については連日大きく取り上げられ、国会でも協議されるほど国全体で重く受け止められている。ネットを使用していて社会的に悪いことをした場合、批判されるのは当然で甘んじて聞くべきという一方、全然関係ない人間が安全圏から正義を振りかざし攻撃と暴言を本人に直接的に言ってもいいと勘違いしている人を多く見受ける。前回「理解できない他人の行動」でも述べたがまともな

意見までも人格否定、個人への攻撃だと勘違いしている人は本当に多く見受けられる。

同じ大学生という立場でありながら学年の違いで「可哀想」や「もう少し譲歩して」などと言い多くの場合「他人には優しくやろう」という意見を押し付けてくる。この多くの場合、他人の痛みに鈍感なだけなので余計にタチが悪い。他人に対しても厳しく評価してしまうが、それを表立って直接言って攻撃しない方が、他人に優しくと言いながら無自覚に他人を攻撃してみたり、痛みに鈍感な人間を考えると幾分マシだと思う。

この場合における「厳しく」は攻撃的な物言いではなく「ちゃんとやる事」をある程度要求しなくては結果的に周りに迷惑がかかる。攻撃的な物言いと、本人にとって痛い所突くというのは似ているようでまるで違う。言われた本人が「痛いところ突かれた!!」と感情的になって怒ってもその人間が原因で他の人間が傷ついているし、それに気付かないから厳しく指摘しないといけない訳で、それでも傷つけていることも自覚しつつ指摘するのは指摘する側もそれなりにリスク背負うことになる。コミュニケーションは最終的に何らかの傷のつけ合いになるけどそれを分かってないから、「譲歩してやれ」などの想像力に欠けた言葉が出る。絶対に何かしらどう発言しても誰かは傷つく可能性がある。万人に受け入れられるということは有り得ない。

「なあなあ」態度や甘い言葉を使うことは表面的には傷つかないかも知れない。しかし、厳しく見て言うべきところはちゃんと言う方が結果的に優しいのではないかと思う。

日本では、厳しい（本人にとって）指摘と暴言や悪口、本人への批判の区別がつかない傾向にあるように見受けられる。

作品や論文や研究の内容の甘さについて純粹に質問され、怒ったり泣き出す学生などが割といるが、まさにそれじゃないかと考える。逆に厳しいけどまともな指摘をしているつもりでただ暴言な場合も相当多く、ネットにはそちらが多く見受けられる。若い子の動画配信アプリTik-Tokなど見ていたら「アンチやめてください」と、それなりの確率で言っており「アンチ」が何を示してるかと言うとブス、キモいなどの暴言以外に、大抵一般的にどう考えても迷惑、犯罪だろうという行為を咎められてることに対して言っている。

厳しい指摘をしているつもりの方も暴言を吐いてるだけ、受け取る側も真っ当な指摘を個人そのものの否定として捉えていて、大きなコミュニケーションの歪みを感じる。

発言者側の自分の行為に対する自覚と、受取手の意見なのかただの攻撃なのかを見極める習熟度が低い。SNS、言葉の使い方を今まで以上に考えていかないといけないことはもちろん、全体で見極めの習熟度を高めなくてはいけないと感じる。

(大学 人文学部 卒業)

夏の受験、秋の教育実習

N.K

朝田教育財団の奨学生になって3年が経ち、大学4回生になり、私は教員採用試験や

教育実習が控えて「いよいよ大学生活のラストスパート」という時期に入っている。しかし、新型コロナウイルスの影響で世界中で大混乱になっており、予想していた大学4回生のスタートとは大きく異なるものとなった。このように、今回の騒動が学生生活や普段の生活にどのように影響しているのかなど、私の現在の状況を報告していきたい。

学生生活は緊急事態宣言が出されたことによって、春学期の対面での授業は禁止され、6月21日まで学生の入講も禁止されていたため、授業はオンラインのみで毎週課題を出されたり、ビデオ通話アプリで受講したりしている。また、教員採用試験対策も学校への入講が禁止されていたため、ビデオ通話で指導講師の方に指導していただいていたが、6月22日から時間や人数の制限付きで学生の入講が認められたため、採用試験前に対面での集団討論の練習を経験することができた。教員採用試験についてだが、私は兵庫県の中学社会を受験しており、6月27日に一次試験の集団討論を終えた。7月12日には筆記試験も控えているため、今は過去問題集と予想問題集の演習に取り組んでいる。

次に、今年度5月に予定されていた教育実習だが、新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言の影響により、11月に延期された。当初予定されていた4週間の実習期間も2週間に縮小されるため、大学が定める実習の代替案に沿って追加で学生ボランティアに参加する必要がある。10月には小学校の教育実習も控えているため、今年の秋は非常に忙しくなりそうだ。

続いて、最も大事な卒業についてだが、今学期の単位が取れば残すは卒業論文のみであるため、オンライン授業で普段の授業と形は違うがやることは一緒なので教員採用試験と並行してしっかりと取り組んでいきたい。しかし、本来なら卒業論文にすでに取り掛かっている時期だが、他の学生も就職活動が伸びているため、秋から取り掛かることになりそうである。前述のように秋には教育実習も控えているため、教員採用試験が終わった夏ごろから論文の準備に取り組んでいきたい。

最後に、普段の生活については新型コロナウイルスの影響でアルバイトができない状況にあったため、緊急事態宣言中は実家に帰省していた。現在も教員採用試験の筆記試験が2週間後に控えているため、それまで実家で過ごしている。一次試験終了後は大学で二次試験対策があるため、京都で過ごす予定である。

これからも全く予想できない日々が続くと思うが、健康に気を付けて学生生活最後の年を充実させるために、今やれることをしっかりやっていきたい。

(大学 社会学部 現代社会学科 4年生)

大学院受験と卒業研究

A.R

4回生の前期になり、いざ研究に勤しもうとしたところ新型コロナウイルスの影響によって、大学が学内への登校が禁止になりました。さらに、私の大学では、前期の授業が

全てオンライン授業になりました。そのため、教授との面談や研究についての相談も全てオンライン上で行っている状況です。私の研究は、スーパーマーケットに置いてある冷蔵ショーケースについてです。具体的には、冷蔵ショーケースには必ず、ショーケースを冷やすために裏側に冷却装置が存在します。その冷却ケースは冷却するためのものですが、これが動くことで熱エネルギーも同時に発生し、その熱がショーケースにも影響すると考えられます。これらのことを実験ではなく、パソコンのソフトを用いてプログラミングし、シミュレーションすることによって、データを得ます。これらを整理し考察することによって、最も効率が良く消費的にも快適であるショーケースの形や配置を見出せます。説明が長くなってしまいましたが簡単に言うと、シミュレーションして一番、効率の良い冷蔵ショーケースを発見する、という研究になっています。

また、前述の通り、私たちの学校は今登校禁止なので、自宅のパソコンから学校の自分の研究室のパソコンにリモートアクセスして研究を行っています。シミュレーションの研究なので自宅からでも研究ができ、卒業研究の発表に向けて研究を進めていきたいと考えています。

それとは別に、研究と同時に大学院の受験のために勉強も進めています。受験日が8月の後半と、あと少しなのでさらに勉強時間を増やして頑張っていきたいと思います。一日一日が過ぎるのがとても早いので、時間をより有意義に使えるようにタイムマネジメント

していきたいと思います。

毎日ハードスケジュールになっているのですが、自分に甘くならないように理想に近づけるように頑張っていきたいと思っています。

(大学 理工学部 機械システム工学科 4年生)

就活講座、国家試験へ

Z.S

4月に入り学校が始まりそうな頃、世間はコロナ禍で活動自粛やマスク着用といったことが叫ばれていた。重症者が増え、緊急事態宣言が発令され、大学も講義を映像配信することが決定した。そのため、外に出ることはほとんど無くなった。いつもは通学に1時間以上かかるところ、映像授業となったため移動に時間を取られることもなく好きな時間に勉強することが出来た。しかし、3年生の講義は半分以上が実習であるため、実際に自分たちで実習する機会が奪われてしまったことは非常に残念だった。映像で先生が実習の様子を見せてくれるものの、見るのと実際にやってみるのでは全然違う。自分でやってみないと手技は身につかないからだ。このような状況で日々は過ぎ緊急事態宣言も解除された。それに伴い、6月に入った頃、大学から対面講義を一部始めるという連絡が来た。私は実習が出来るのではないかと少し期待したが、座学のみ対面講義だった。がっかりしたが家族以外の人に会えることは嬉しかった。また、大学で一部講義が再開出来ることは、完全に元の生活に戻れる兆しでもあったため

前向きに捉えるようにした。

6月下旬には就活講座も始まった。いよいよ社会人になるための準備を始めなくてはならないということで胃が痛い。就活も大事だが、まず国家試験に受からなければ内定も取り消しになるので国家試験の勉強もしなければならぬ。日々の講義を理解していないと国家試験の勉強も捗らない。また、煩雑に記されている教科もあるため、分かりやすいように色んな参考書から自分でノートに情報をまとめる必要がある。私はその作業が本当に苦手だ。参考書に載っている内容は全て大切なことだと思うからだ。そこで先生にまとめ方を聞くと、教科ごとではなく、関連するものは並行してまとめる必要があるそうだ。例えばタンパク質についてまとめるなら臨床化学だけでなく生理学や病理学の内容も同時に記す必要がある。そうしなければ、バラバラの知識になり、思い出しづらく、病名を聞いても何が原因で発症しているか分からないままになるからだ。これらのことを意識して、これからはノートを作り、国家試験の問題を解き、分からなかったところは追加でまとめるなど工夫して、勉強に取り組みたいと思う。家で集中出来ないときは地元の青少年活動センターに行こうと思う。

(大学 バイオサイエンス学部 3年生)

京都市教育委員会に子ども用マスクを寄附

理事 竹口 等

新型コロナウイルス感染予防対策のため休校になっていたが、ようやく子どもたちの元気な姿が学校によみがえった時期に合わせ、当財団は、子ども用マスク1万800枚を京都市教育委員会に寄贈した。6月12日、水田雅博理事長、朝田華美副理事長、竹口等事務局長が市教委事務局を訪れ、在田正秀教育長に目録を手渡した。京都市教育委員会が、これまで、あらゆる教育活動を通じ、一人一人の子どもたちを徹底的に大切に育成する人権教育に取り組まれていることに共鳴し、どのよう

な教育条件にある子どもにも、健康を保持し、教育活動に専念できるよう支援したいとの願いで行った。その様子は、当日のKBS京都テレビや京都新聞（2020年6月13日朝刊）にて報道された。また京都市教育委員会より感謝状が贈呈された。

7月20日、朝田華美副理事長が、新型コロナウイルス感染予防対策として消毒液を京都市教育委員会に寄贈し、在田正秀教育長から感謝状を贈呈されました。

子ども用マスク 1万枚超寄付



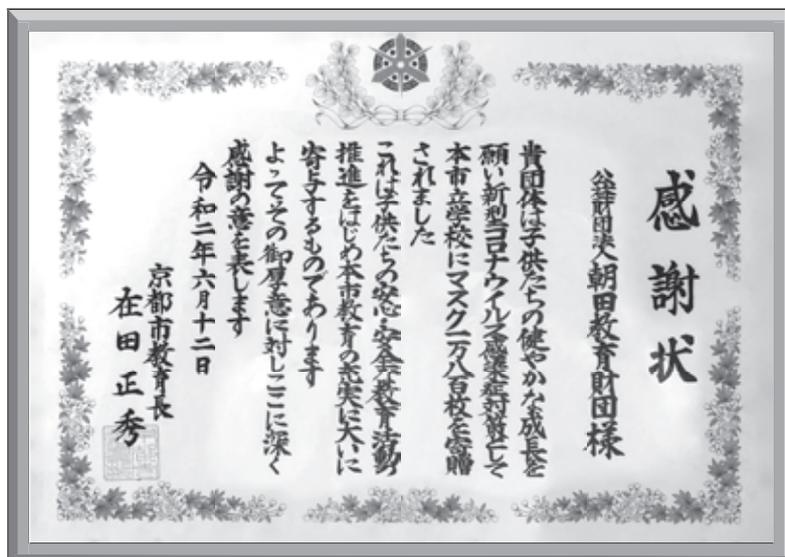
マスクの目録を渡す水田理事長（右から2人目）と京都市中京区・市教育委員会

朝田教育財団が市教委に

新型コロナウイルス感染予防に取り組む子どもたちに使ってもらいたい、と公益財団法人「朝田教育財団」（京都市左京区）が12日、市教育委員会に子ども用マスク1万800枚を寄付した。同財団は部落解放運動に尽力した故朝田善之助氏が1981年に設立。青少年のための

奨学金事業や啓発事業などを行っている。中京区の市教委事務局で、水田雅博理事長が「有効に使ってほしい」と目録を在田正秀教育長に手渡した。在田氏は「子どもがマスクを忘れたり汚したりした時に使う学校の備蓄に活用したい」と心した。

（三村智哉）



「柳原銀行記念資料館 運営委員会」 新しく発足しました

理事 森本 弘義

柳原銀行は、1899（明治32）年、柳原町（崇仁地域）の町長であった明石民蔵（あかしたみぞう）ら地元の有志によって設立されました。

被差別部落の住民によって設立された、日本で唯一の銀行であり、当時、差別のために資金を得られなかった町内の皮革業者等に融資を行い、産業の育成・振興に大きく貢献したほか、その利子を地元の小学校の運営資金や道路建設資金に充てるなど、自力で差別を撤廃していく模範とされました。

大正期には、山城銀行と改称し、事業を拡大していきましたが、金融恐慌などの影響を受けて、1927（昭和2）年に倒産しました。

その後、建物は商店や借家として使用されましたが、1986（昭和61）年に河原町通り拡幅工事に伴う建物の取壊し案が出たことを契機として、地域では、建物をまちづくりのシンボルとして保存する運動が盛り上がり、保存に向けた様々な取組が行われました。また、1989（平成元）年に京都市が実施した調査において、貴重な明治後期の洋風木造建築物であることが判明し、1994（平成6）年、京都市登録有形文化財に指定されました。

こうして、建物保存に対する地域の熱意と京都市の取組とが相まって、建物を移築、復元することとなり、1997（平成9）年に柳原銀行記念資料館として開館しました。

資料館は、地元の方々から寄贈された貴重な資料をはじめ、地域の歴史、文化、生活等に触れる展示を通じて、同和問題をはじめとする様々な人権課題への正しい理解と人権意識の普及・高揚を図る啓発施設として多くの皆様に親しまれています。

本年4月、資料館の運営を担う組織として「柳原銀行記念資料館運営委員会」が発足しました。運営委員会は、地元崇仁まちづくり委員会を中心に、京都市立芸術大学、世界人権問題研究センターとの連携、協力を得て資料館の運営を行います。朝田教育財団の森本弘義理事、竹口等理事が運営委員会役員を勤めています。

資料館は、従来から実施してきた常設展示、特別展・企画展に加えて、特に本年度以降のあたらしい取り組みとして、「崇仁小学校・柳原銀行関係資料保存研究会」を立ち上げます。この研究会は、京都市立芸術大学教員、世界人権問題研究センター研究員の協力を得て、崇仁自治連合会が保管する『人の世に熱あれ、人間に光あれ』と訴える「全国水平社創立大会宣言綱領」、「全国水平社創立大会へ」参加を呼びかけるビラなど、「崇仁小学校・柳原銀行関係資料」を保存研究するものです。

2020年度第32回特別展を10月1日～30日、「さよなら崇仁小学校2 伊東茂光から受け継がれしもの」を開催する予定です。



京都市下京区下之町
河原町塩小路下る

朝田教育財団「賛助金」ご協力をお願い

法人の設立趣旨と公益目的事業

朝田教育財団は、差別のない真に豊かな社会を実現するため、朝田 善之助（元 部落解放同盟中央執行委員長）が1981年に設立した財団法人です。次のような目的をもって、公益目的事業を実施しています。

法人の目的

- (1) 部落問題の解決に寄与する意思を有する青少年などの教育を振興する
- (2) 部落問題の研修・啓発・研究を行い、その解決に寄与する

公益目的事業

- (1) **奨学事業** 部落出身者または部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、京都府内（京都府出身の場合は京都府外を含む）にある大学院・大学・短期大学などに在学する者に、高等教育の就学を支援する。

【奨学金の貸与、奨学生の学習会】

- (2) **部落問題に関する研修・啓発・研究事業** 市民、とくに学校教職員、行政職員などを対象に、同和教育・部落問題に関する現在の課題をテーマとして、部落問題の解決への展望を切り開く研修会を開催する。

【同和教育研修会の開催、広報紙の発行】

- (3) **部落問題に関する資料の収集・整備事業** 朝田 善之助より寄贈された資料（約5万点）を公開しています。現在資料データベースを作成中です。

【資料目録の作成】

朝田教育財団「賛助金」

これらの趣旨・目的のご理解と「賛助金」（一般寄附金）のご協力をお願い申し上げます。

「賛助金」は、公益目的事業の積極的な発展と拡充を図るための財政的支援、とくに奨学生を育成するために活用させていただきます。

賛助金の額

個人 1口 3,000円 または 任意の額
法人 1口 50,000円

- ★ 個人の口数は、なるべく2口以上をご協力くださいましたら幸いです。
- ★ 法人・団体の「代表者名」をもって賛助金をご寄附くださいました場合、「個人」寄附として受領することもできます。
- ★ 朝田教育財団の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までです。

送金方法

ゆうちょ銀行 [郵便局] (金融機関コード 9900)
郵便振替口座
記号番号 00930-1-241561
〇九九店 [ゼロキユウキユウ] (店番 099)
当座預金 口座番号 0241561
加入者名 朝田教育財団

京都銀行 (金融機関コード 0158)
銀閣寺支店 (店番 141)
普通預金 口座番号 3221067
口座名義 (ザイ) アサダキョウイクザイダン

寄附者への広報・案内

- ★ 広報紙『朝田教育財団だより』年2回の送付
- ★ 朝田教育財団主催「同和教育研修会」の案内
- ★ 朝田教育財団発行『研修・啓発資料』の送付
- ★ 学習・研修の講師派遣の相談、情報の提供 など

継続してご支援をお願いします

「ゆうちょ銀行 総合口座通帳」自動払込みをご利用いただきますと継続してご支援させていただきます。

「自動払込利用申込書」をご提出いただきますと、お申し込みいただいた賛助金の金額を所定の期日（1月、7月）に自動的に引き落としさせていただきます（手数料は当法人が負担いたしますので不要です）。詳しくは当法人事務局までお問い合わせください。

賛助金（寄附金）は税控除の対象になります。詳しくは領収書に同封して発送いたします。

朝田教育財団 奨学生 2021年度 募集

奨学生の種類	1. 大学院奨学生 2. 大学奨学生 3. 前各号に準ずる奨学生（短期大学生、高等専門学校生など）
奨学金の額	次の1または2の額のうち、いずれかを選択できます。 1. 月額 50,000 円（年額 600,000 円） 2. 月額 80,000 円（年額 960,000 円） ただし、その年度の奨学金予算および採用人数により、奨学金の額を減額して採用を決定することがあります。
貸与期間	原則として、正規の最短修業年限です。
返還方法	貸与終了後の6カ月を経過した翌月から、20年以内に、奨学金の全額を無利息で返還していただきます。
募集人員	（新規採用）若干名
対象者 応募資格	部落出身者 または 部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、次の1または2に該当する者 1. 京都府内に（法人本部の）ある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（独立行政法人 高等専門学校 4年生以上）に在学している者 2. 京都府を出身地とする者で、京都府外にある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（1に同じ）に在学している者
応募書類	1. 奨学生願書（朝田教育財団所定の様式） 連帯保証人と連署 2. 推薦書（朝田教育財団所定の様式） 大学などの学長、学部長、専攻学科長、指導教授、 高等学校の学校長 もしくは 朝田教育財団役員などによる推薦 3. 在学証明書（または 合格証明書） 4. 部落問題をテーマとする小論文 （2000字以上、A4サイズ原稿用紙 または それに準じた様式） このうち「奨学生願書」「推薦書」は朝田教育財団までご請求ください。
参考図書	『新版 差別と闘いつづけて』 朝田善之助、朝日選書145、朝日新聞出版、1979年
応募締め切り	2021年4月末日 なお、募集人員に欠員が生じた場合は、その年度途中であっても応募を受け付けます。詳細はお問い合わせください。
選考方法	第1次：書類審査 第2次：面接審査（2021年5月）
採用通知	2021年6月（予定）

・2020年度 年度途中からの応募を受け付けています。詳しくは財団事務局にお問い合わせ下さい。

公益財団法人 朝田教育財団 Asada Educational Foundation

606-8417 京都市左京区浄土寺西田町 2 番地

Office Address 2 Nishida-cho, Jyodoji, Sakyo-ku, Kyoto 606-8417, Japan

Website URL <http://www.asada.or.jp>

E-mail Address office@asada.or.jp

Phone 075-751-1171

Fax 075-751-1789